

## 事業仕分けの結果について

### 1. 事業名：監理技術者資格者証の交付

#### 事業仕分けの論点：

- ・ 入札・契約時において受注者が提出する配置予定監理技術者情報と、監理技術者情報等データベース、コリンズ情報等を活用することにより本人確認が可能。
- ・ また、工事現場では、受注者が提出した配置予定者と同一人物であることが確認できればよいことから、証明書としての資格者証を交付し、携帯を義務づける必要は必ずしもないのではないか。
- ・ 登録手続きが申請者が有する資格・勤務先の確認であることを勘案すると、それぞれの有資格者情報の活用など、より効率的な方法があるのではないか。

評価結果：廃止

### 2. 事業名：監理技術者講習

#### 事業仕分けの論点：

- ・ 監理技術者講習については、資質の維持向上の機会付与、最新の知識の習得のためとして、5年に1度の講習を義務付けているが、講習内容はテキストを用いた座学であり、制度の目的に照らして効果が上がっているか、検証が必要ではないか。

評価結果：義務としての監理技術者講習の廃止

## ○建設業法（昭和24年法律第100号）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に  
関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工  
の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければなら  
ない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するた  
めに締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの  
請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合にお  
いては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハ  
に該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号  
イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上  
の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上  
の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関  
する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなけれ  
ばならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければなら  
ない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第  
一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の  
四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した  
もののうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理  
技術者資格者証を提示しなければならない。

（登録）

第二十六条の四 第二十六条第四項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請によ  
り行う。

（監理技術者資格者証の交付）

第二十七条の十八 国土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第十五条  
第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定に  
より国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定  
する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定

があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。) を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証 (以下「資格者証」という。) を交付する。

2・3 (略)

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5・6 (略)

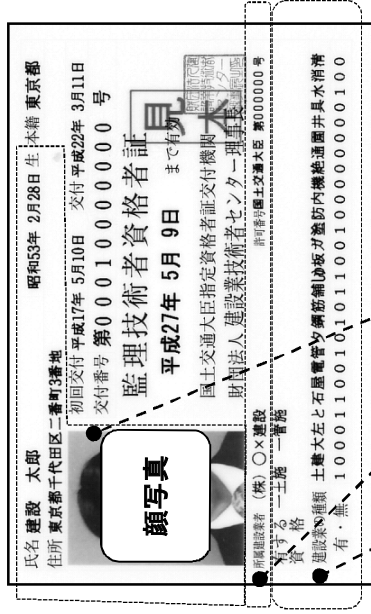
# 「監理技術者資格者証」について

## 監理技術者制度と資格者証

■ 建設業法では、一定の重要な工事を行う元請け建設業者に対して、『監理技術者』を現場に専任で配置することを義務付け。

- イ. 監理技術者になりえる者
  - ・1級施工管理技術士
  - ・1級建築士
  - ・技術士
  - ・実務経験者
- ロ. 上記イに加えて、以下の要件を満たすことが必要 (法第26条第4、5項)
  - ① 「監理技術者資格者証」を携帯していること
  - ② 「監理技術者講習」を受講した者であること

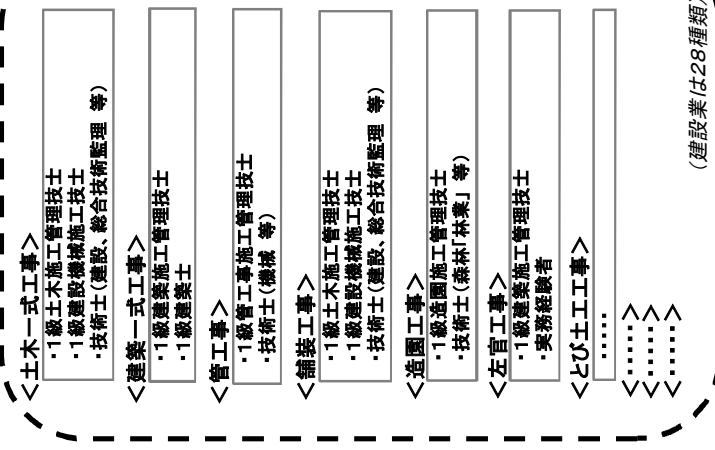
■ 「監理技術者資格者証」は、指定資格者証交付機関である(財)建設業技術者センターが交付。  
(法第27条の19、施行規則第17条の34)



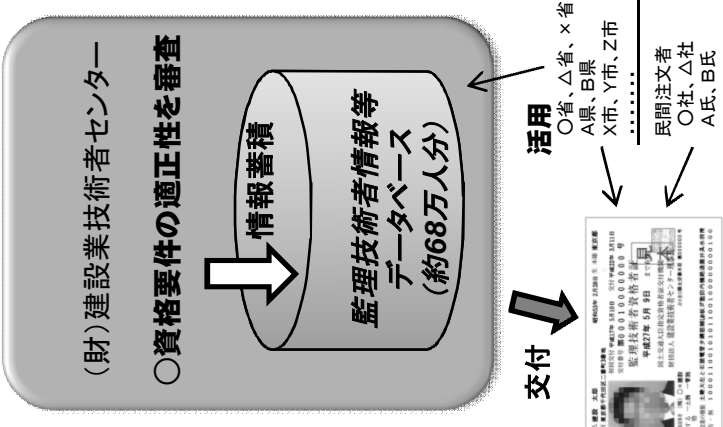
- 本人性
- 所属建設業者
- 資格要件

■ 交付実績  
 ・約15万枚 (H20年度交付実績)  
 ・全交付枚数:約68万枚 (H22.4未現在)

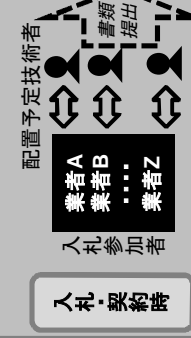
## 有資格者



(建設業は28種類)



## ＜主な活用事例＞



## ＜公共工事＞ 道路、トンネル、ダム 等

- 資格者証のコピー  
全応募者分の配置予定技術者の確認 (資格要件、雇用関係)
- データベース  
発注が生じた場合のバックデータチェック  
技術者の手持ち工事や実績を確認(\*)
- 資格者証  
資格者証により、現場で技術者本人を確認
- データベース  
発注が生じた場合のバックデータチェック  
所属会社に変更がないかを一括チェック  
他工事との重複のチェック(\*)

(\*) 工事実績情報を併用し確認

## ＜民間工事＞ マンション、商業施設 等

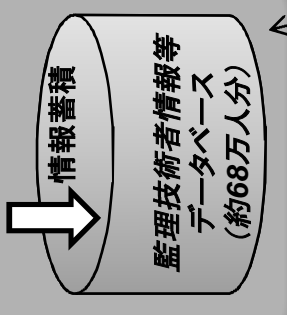
- 資格者証  
資格者証により、現場で以下事項を確認 (本人であること、資格要件雇用関係)
- 仮に、資格者証がなかったら...  
 ○全ての発注者・注文者が工事毎に行うチェックに、様々な書類の提出を求め、突合合わせをしなければならない



活用  
 ○省、△省、×省  
 A県、B県  
 X市、Y市、Z市  
 .....  
 民間注文者  
 ○社、△社  
 A氏、B氏

交付

(財)建設業技術者センター  
 ○資格要件の適正性を審査



# 「監理技術者講習」について

## 監理技術者制度と講習

### ■ 建設業法では、一定の重要な工事を行う元請け建設業者に対して、『監理技術者』を現場に専任で配置することを義務付け。

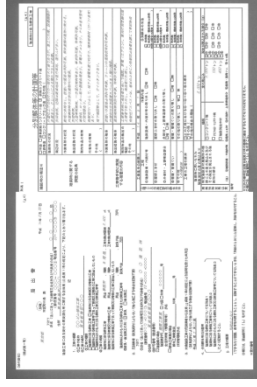
(法第26条第2、3項)

- イ. 監理技術者になりえる者
  - ・1級施工管理技士
  - ・1級建築士
  - ・技術士
  - ・実務経験者
- ロ. 上記イに加えて、以下の要件を満たすことが必要 (法第26条第4、5項)
  - ①「監理技術者資格者証」を携帯していること
  - ②「監理技術者講習」を受講した者であること

### ■ 監理技術者講習の概要

- 国土交通大臣の登録を受けた講習 (現在、民間を含め8機関が実施)
- 更新 5年
- 講習科目・内容
  - ・建設工事に関する法律制度 (1.5h)
  - ・施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理 (2.5h)
  - ・最新の材料、資機材及び施工方法に関し必要な事項 (2.0h)

科目	内容
① 法律制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・建設リサイクル法</li> <li>・道路法</li> <li>・品確法</li> <li>・省エネルギー法等</li> </ul>
② 建設工事の施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画 (設計図書、仕様書、等)</li> <li>・工程管理、原価管理</li> <li>・品質管理 (確率担保、異常コンクリート等)</li> <li>・安全管理 (足場からの転落防止、現場の事故概要等)</li> <li>・環境管理 (廃棄物の適正処理、再生資源の利用)</li> </ul>
③ 最新の資機材及び施工方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策技術</li> <li>・耐震・制震技術</li> <li>・省エネルギー管理技術</li> <li>・省エネルギー制御機の動向</li> <li>・情報化施工の展開</li> <li>・多自然川づくり</li> <li>・曇層や歴石環境等の工事に関連する施策動向</li> <li>・環境対応型建設機械の動向等</li> </ul>



例 (解体工事に際しての届出書の様式変更等)  
 一 建設リサイクル法・省令改正 (H22.4施行)



例 (アスベスト除去作業)  
 一 労働安全衛生法・石綿障害予防規則改正 (H21.4施行)